2　前項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の令状が書面による場合　記名押印すること。

二　前項の令状が電磁的記録による場合　同項の令状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該令状の改変を防止するために必要な措置（同項の令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第一項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

（少年鑑別所への送致令状に代わるものの提供請求等）

第二百七十八条の二　検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び前条第一項の令状を執行するための措置に用いるものとして当該個人特定事項の記載又は記録がない同項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを提供することを請求することができる。

2　裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、当該令状を執行するための措置に用いるものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを提供するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二百七十八条の三　［略］

［2　略］

3　裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、第一項の裁判の執行に用いるものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載し、又は記録した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを提供するものとする。

［4　略］

（勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条）

第二百八十一条　少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留に代わる措置の請求をする場合には、第百四十七条から第百五十条の九までの規定を準用する。

（請求の手続）

第二百八十三条　再審の請求をするには、その趣意書に原判決の判決書の謄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。以下この条において同じ。）、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に提出しなければならない。ただし、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあ

［新設］

2　前項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

（少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等）

第二百七十八条の二　検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない前条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2　裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二百七十八条の三　［同上］

［2　同上］

3　裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

［4　同上］

（勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条）

第二百八十一条　少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留に代わる措置の請求をする場合には、第百四十七条から第百五十条の八までの規定を準用する。

（請求の手続）

第二百八十三条　再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならない。ただし、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による